

役員退職金支給規定

(趣旨)

第1条 この規定は、役員が退職(死亡を含む。)した場合において、一時金又は分割払いによる支給により役員在任期間中の功労に報いるものとする。

(支給決議)

第2条 退職した役員に対しては、総会の決議に基づき、この規定の定めにより役員退職金を支給する。
但し、退職に当たり業務怠慢並びに会社の機密を漏らすことにより信用を損ない又は会社に損害を与える恐れなどがある場合は、その減額または支給しないことがある。

(支給基準)

第3条 役員退職金の支給基準額は、原則として退任時の最終役員報酬月額を基本額とし、これに役員在任年数を乗じ、さらに次の役位別倍率を乗じて得た金額とする。(功績倍率法)
但し、最終報酬額が低額などにより不適當な場合は、一年当たり平均額法などを参考にして算出する。(類似法人等の一年当たりの平均退職金に在任年数を乗じて得た金額)

(役位別倍率)

会長	3.5	常務	2.6
社長	3.0	平取締役	2.4
専務	2.8	監査役	2.0

尚、在任年数は就任月より退任月までとし、一年未満は月割計算とする。

(功労加算)

第4条 退職役員の在任時の功績の大小により、第3条で計算した金額の30%の範囲内で特別功労金として加算して支給する場合がある。

(支払い)

第5条 役員退職金は、原則として一時金の支給とするが、会社の資金繰り状況等により分割して支給する場合もある。

(その他)

第6条 本規定に定めがない事項は取締役会の決議によることとし、この規定は平成 年 月 日より実施する。

社 名